

# 福岡県公報

平成十七年四月十三日  
第二千三百七十五号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第八百十号・第八百十一号)

○水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定の一部  
改正 (環境保全課) …………… 一

○福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示  
(農業経済課) …………… 一

再 掲

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則 (人事課) …………… 一

## 告 示

福岡県告示第八百十号

水質汚濁防止法第十四条の六第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定(平成四年四月福岡県告示第六百七十八号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月三十一日から適用する。

平成十七年四月十三日

福岡県知事 麻生 渡

平成四年四月福岡県告示第六百七十八号中「第十四条の六第一項」を「第十四条の七第一項」に改める。

第一号ア中「福岡町」を「旧福岡町(平成十七年一月二十三日における宗像郡福岡町の区域をいう。)」に改める。

第二号を削る。

福岡県告示第八百十一号

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成十七年四月十三日

福岡県知事 麻生 渡  
福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱(平成九年十月福岡県告示第八百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表一中

平成17年2月21日以降貸付決定分	特別資金(公庫)	6年以下	6年を超え7年以下	7年を超え8年以下	8年を超え9年以下	9年を超え10年以下	10年を超え12年以下	12年を超え13年以下	13年を超え15年以下	15年を超え17年以下	17年を超え20年以下	7年以下	特別資金(農協)	平成17年2月21日以降利子補給承認分
		0.65	0.75	0.85	0.95	1.05	1.15	1.25	1.35	1.45	1.50	2.75		
		0.000	0.050	0.075	0.100	0.100	0.100	0.125	0.125	0.125	0.125	1.050		
		0.000	0.050	0.075	0.100	0.100	0.100	0.125	0.125	0.125	0.125	1.050		
		0.65	0.65	0.70	0.75	0.85	0.95	1.00	1.10	1.20	1.25	0.65		

を

平成17年2月21日以降平成17年3月17日以前貸付決定分	特別資金(公庫)	6年以下	6年を超え7年以下	7年を超え8年以下	8年を超え9年以下	9年を超え10年以下	10年を超え12年以下
		0.65	0.75	0.85	0.95	1.05	1.15
		0.000	0.050	0.075	0.100	0.100	0.100
		0.000	0.050	0.075	0.100	0.100	0.100
		0.65	0.65	0.70	0.75	0.85	0.95

平成17年 2月21日以降平成17年 3月17日以前利子補給承認分	経営安定資金 (農協)	12年を超え13年以下	1.25	0.125	0.125	1.00
		13年を超え15年以下	1.35	0.125	0.125	1.10
平成17年 3月18日以降貸付決定分	特別資金 (公庫)	15年を超え17年以下	1.45	0.125	0.125	1.20
		17年を超え20年以下	1.50	0.125	0.125	1.25
平成17年 3月18日以降利子補給承認分	経営安定資金 (農協)	7年年以下	2.75	1.050	1.050	0.65
		6年以下	0.75	0.050	0.050	0.65
		6年を超え7年以下	0.85	0.075	0.075	0.70
		7年を超え8年以下	0.95	0.100	0.100	0.75
		8年を超え9年以下	1.05	0.100	0.100	0.85
		9年を超え10年以下	1.15	0.100	0.100	0.95
		10年を超え11年以下	1.25	0.125	0.125	1.00
		11年を超え12年以下	1.35	0.125	0.125	1.10
		12年を超え14年以下	1.45	0.125	0.125	1.20
		14年を超え15年以下	1.55	0.150	0.150	1.25
		15年を超え17年以下	1.65	0.150	0.150	1.35
		17年を超え20年以下	1.70	0.150	0.150	1.40
6年以下	2.95	1.150	1.150	0.65		
6年を超え7年以下	2.95	1.125	0.125	0.70		

に

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十五号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十二条第一項の規定に基づき、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第一順位 副知事 中島孝之

第二順位 副知事 稗田慶子

第三順位 副知事 武居丈一

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の廃止)

2 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成十四年福岡県規則第三十七号）は、廃止する。

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

発行 福岡市博多区東公園七番七号 福岡県（総務部行政経営企画課）

印刷 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一號 株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）